

マリ共和国  
第3次小学校建設計画  
基本設計調査  
協議議事録

マリ共和国（以下「マリ国」と称する）政府より提出された要請に基づいて、日本国政府は「マリ共和国 第3次小学校建設計画」（以下「プロジェクト」と称する）に関する基本設計調査を行うことを決定し、本調査の実施を独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」と称する）に委託した。

JICAはマリ国へJICAセネガル事務所次長である加藤隆一を団長とする基本設計調査団（以下「調査団」と称する）を2005年11月30日より2006年1月5日まで派遣し、調査を実施し

た。

調査団は、マリ国関係者と協議し、調査対象地域において現地調査を行った。

協議及び現地調査の結果、両者は付属書に記述された項目について確認した。

バマコ 2005年12月21日

---

加藤 隆一  
団長  
基本設計調査団  
独立行政法人国際協力機構

---

MAIGA Bintou  
企画・統計局長  
国民教育省  
マリ共和国

---

## 付属書

### 1. プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は、教室施設の建替えと拡充および教育機材の調達を行うことにより、クリコロ州、セグー州、シカソ州、モブティ州の小学校における教育環境を改善し、就学年齢に達した児童達の小学校への入学機会を向上させることを目的とする。

### 2. 受入機関及び実施機関

- 3-1 本プロジェクトの責任機関は国民教育省である。
- 3-2 本プロジェクトの実施機関は国民教育省 企画・統計局 (CPS) である。
- 3-3 国民教育省および企画・統計局の組織図を別紙1に添付する。

### 3. プロジェクトサイト

本プロジェクト対象サイトは以下の州にある小学校である。

- (1) クリコロ州
- (2) セグー州
- (3) シカソ州
- (4) モブティ州

### 4. マリ国からの要請内容

4-1 調査団は、予備調査時に合意した別紙2に記載の選定基準に基づいて、原要請139校の中から、別紙3に記載された小学校にサイト調査対象校を絞り込むことを説明し、マリ国側はこれに同意した。なお、サイト調査にあたり安全性およびアクセス面で問題が発生したサイトに関しては、調査を中止することもありえることを両者は確認した。

4-2 調査団との協議を通じ、マリ国側は別紙4に記載された施設および機材を最終的な要請として提示し、調査団はこれを確認した。

### 5. 協力の基本方針

5-1 調査団は日本へ帰国後、別紙5に示す選定基準に従い協力対象校を選定することとする。プロジェクトの対象サイトは今後の検討によって決定されるものであり、別紙3に挙げた地域および学校は必ずしも最終的な協力対象を意味するものではないことを両者は確認した。

5-2 調査団は日本へ帰国後、別紙4に示す施設および機材を基に基本設計を行うが、各コンポーネントは今後の検討によって決定されるものとし、必ずしも最終的な協力対象を意味するものではないことを両者は確認した。

## 6. 日本の無償資金協力

- 6-1 マリ国側は、調査団が説明した別紙6に記載された日本の無償資金協力制度について十分に理解した。
- 6-2 マリ国側は、無償資金協力が実施される場合、プロジェクトの円滑な実施のために、別紙7に記載されたマリ国側が行うべき措置の必要性を理解し、これを確実に実施することを表明した。

## 7. 調査の予定

- 7-1 本調査団は、引き続き2006年1月6日までマリ国にて調査を継続する。
- 7-2 JICAは基本設計概要書を作成したのち、基本設計概要説明調査団を2005年3月頃にマリ国に派遣することを説明し、マリ国側はこれを了解した。

## 8. その他関連事項

### 8-1 本調査の位置付け

本計画は上位計画である「教育開発10ヵ年プログラム(PRODEC)」によって定められた「2010年までに総就学率を95%に向上させ、地域間、都市部と地方部、男女間の格差を是正する」という目標を達成するために日本国政府に対し要請された。

### 8-2 学校の品質について

マリ国側は、日本がこれまでに実施した無償資金協力による小学校建設の成果を高く評価するとともに、本プロジェクトにおいても同等水準の品質を維持することを要望した。日本側はその趣旨に沿って調査を実施することをマリ国側に伝えた。

### 8-3 サイト選定にあたる必要書類について

日本側は、別紙3に記載された要請対象校について、土地所有権/使用権が明確で有効な公的書類の提出が必要となることを説明した。調査団帰国までに土地所有権/使用権に係る書類の提示がないサイトについては、プロジェクト対象外とすることをマリ国側に説明し、マリ国側はこれを理解した。

### 8-4 予算措置

プロジェクトにおけるマリ国側負担事項に必要な経費について、マリ国側は確実に予算措置を行う旨、約束した。

#### 8-5 必要人員の確保

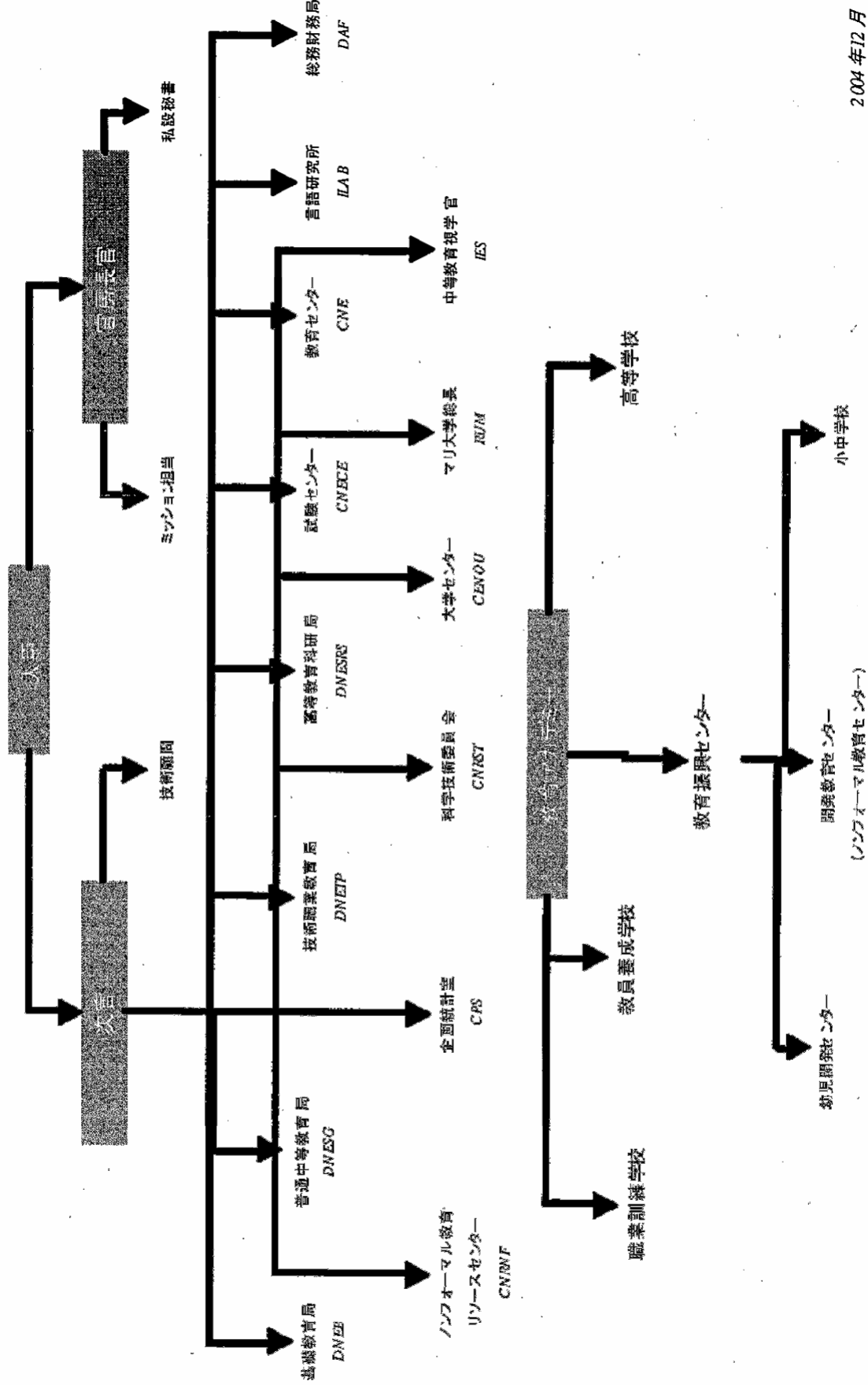
本プロジェクトの実施に際し、必要な教員の確保を確実に行う旨、マリ国側は約束した。

#### 8-6 運営・維持管理とソフトコンポーネント

施設の長期的活用のためには運営・維持管理が必要な事項であることを両者理解していることを確認した。マリ国側はこれに必要な体制について検討・努力するが、その技術的な支援について日本側に検討してほしい旨、要望した。日本側は、本調査結果を踏まえてソフトコンポーネントによる協力の必要性・妥当性について確認し、検討する旨、回答した。

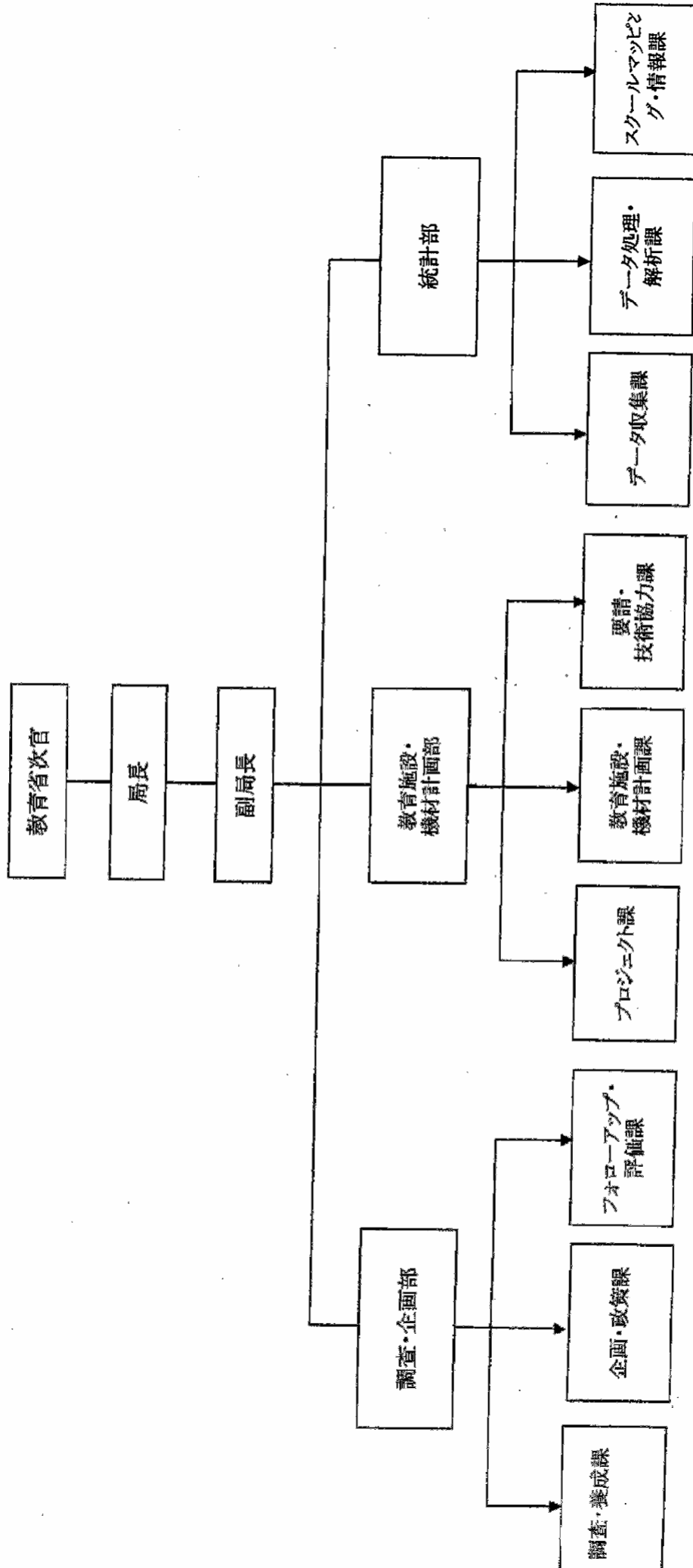
以上

国民教育省 組織図



2004年12月

企画統計室組織図  
CPS



## 別紙2 プロジェクト対象校選定基準

- (1) 所在するコミュニティの現在の就学児童数に10%の総就学率向上を見込んだ必要教室数（1教室あたり50人）が既存の教室数より大きいこと。但し、必要教室数は2003-2004年の学齢人口に必要な教室数を上限とする。
- (2) 所在するコミュニティの学齢（7歳～12歳）人口が少なくとも1,000人以上であること
- (3) 所在するコミュニティの総就学率が少なくとも40%に達しており、100%以下であること
- (4) 所在するコミュニティにおける平均教室混雑度（児童数／教室数）が1教室あたり50人以上であること
- (5) 対象となる学校への教員の確保が担保されること
- (6) 対象となる学校が、所在するコミュニティと学校管理委員会（CGS）等により、児童の就学促進、教育の質向上も含めて、適切に運営、維持管理されることが担保されること

## コミュニティ単位調査対象学校リスト

優先順位 1-1

AE	CAP	コミュニティ	学校名	要請 教室数
----	-----	--------	-----	-----------

## クリコ州

Koulikoro	Koulikoro	Meguetan	Maféya	3
			Massala	3
			Shô	3
	Banamba	Duguwolowula	Touba 1er Cycle B	3
			Bouadougou	3
	Kolokani	Kolokani	Kolokani F	6
Nonkon			Ouolodiédo	3
Nossombougou			Mossoubougou A	3
Kati	Kati	N'tjiba	Faladié Public	3
	Baguineda	Baguineda	Baguineda D	3
			Kobalakoro	3
			Ouelessebougou	N'Tintoubougou

州合計 42

## セゲー州

Segou	Baraoueli	Boidie	Kamba	3	
	Niono	Kala Siguida	Molodo 1er Cycle C	6	
	Markala	Markala	Dougouba	3	
			Markala II B	6	
			Se'Dembélé D	3	
Macina	Kokry	Kokry	3		
San	Tominian	Tominian	Sanékui 1er Cycle	3	
			SPD II	6	
			Kanséné	6	
			Séoulasso	3	
	Bla	Bla	Bla	Markelna I	3
				Markelna II	3
		Diaramana	Diaramana	Diaramana I	3
				Diaramana II	3
		Somasso	Somasso	Somasso Bétéco	3
				Somasso 1er Cycle	3
Yangasso	Yangasso	Yangasso 1er Cycle	3		

州合計 63



## 優先順位 1-2

AE	CAP	コミューン	学校名	要請 教室数
----	-----	-------	-----	-----------

## シカソ州

Koutiala	Koutiala	N'gountjina	Sanga	3
		Zangasso	Sangaba	3
		Zebala	Zébala	3
	M'pessoba	Konsequela	Konséguela B	3
			Tempéla	3
		M'pessoba	M'Pessoba Quartier	3
		N'golonianasso	N'Gobonianasso B	3

TOTAL REGION 21

## モプティ州

Mopti	Mopti	Socoura	Doundou	3
			Diondiori	3
			Socoura	3
	Sevare	Fatoma	Thiaboly	6
	Djenne	Fakala	Tombona	3
		Dandougou Fakala	Konio	3
		Madiama	Torokoro	3

州合計 24

合計 150

調査対象コミュニティリスト

ANNEXE-3-2

優先順位 2

クリコロ州

AE	CAP	コミュニティ	
Koulikoro	Koulikoro	Meguetan	
	Banamba	Duguwolowula	
	Kolokani		Kolokani
			Nonkon
			Nossombougou
			Sagabala
	Kati	Kati	N'tjiba
Baguineda		Baguineda	
		Ouelessebougou	

セグー州

Segou	Baraoueli	Boldie	
	Niono	Kala Siguida	
	Markala	Markala	
	Macina	Kokry	
San	Tominian	Sanekuy	
		Tominian	
	Bla		Bla
			Diaramana
			Somasso
			Yangasso

シカソ州

AE Koutiala	Koutiala	Commune de Koutiala	
		N'gountjina	
		Zangasso	
		Zebala	
	M'pessoba		Konsequela
			M'pessoba
			N'golonianasso

モプティ州

Mopti	Mopti	Socoura	
	Sevare	Fatoma	
	Djenne		Fakala
			Dandougou Fakala
			Madiama

## 調査対象コミュニティリスト

優先順位 3

	AE	CAP	コミュニティ
クリコロ州			
	Kati	Fana	Benko
			Diedougou
			Jekafo
			Zan Coulibaly
セグー州			
	Segou	Baraouell	Tamani
モプティ州			
	Mopti	Sevare	Konna

#### 別紙4 マリ国側の主要要請アイテム

(1) 以下の教育施設の建替えおよび拡充

- 1) 教室
- 2) 校長室・倉庫
- 3) トイレ
- 4) 井戸

(2) 上記施設に付随する家具の調達

別紙5 協力対象サイトの選定基準

- (1) 別紙2基準を満たさない場合は、老朽化等により建替え必要性があること
- (2) 教員の確保、予算の確保、関係者の協力など施設の運営維持管理に問題がないこと
- (3) 教育省、地方政府、他ドナー、NGO等との施設建設に係る重複がないこと
- (4) 土地の所有権/使用権が正式に認められること
- (5) 資機材運搬や工事車両のアクセスに問題がないこと
- (6) 地形・地質的に問題なく、かつ適切な規模の施設建設予定地が確保されていること
- (7) 自然災害や治安上の問題がないこと

## 別紙6 無償資金協力制度

我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償資金協力事業として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文(E/N)の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実施は被援助国政府によって行われる。無償資金協力の円滑な実施のため JICA はコンサルタントの推薦、入札・契約手続きその他の手続きについて「調達のガイドライン」に沿って被援助国政府を支援する。

### 調査の位置づけ

#### 1) 調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査しその妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本国政府が無償として承認するにあたっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

#### 2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは JICA の指示に基づいて基本設計調査を行い報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実行が E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性があるため、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

## 無償資金協力のスキーム

### 1) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては E/N による政府間の合意・署名が必要である。E/N では当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

2) 「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/N の署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、自然災害等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一会計年度)の延長が可能である。

### 3) 生産物および役務の調達

贈与によって調達される生産物および役務は原則として日本国および被援助国の生産物ならびに日本国民又は被援助国民の役務を購入するため適正に、かつ専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国および当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者および調達業者は「日本国民」に限定される。

### 4) 「認証」の必要性

当該国政府(又は政府が指定する当局)が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本国政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

### 5) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置等が求められる。

① 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ用地の整地を行うこと。

② 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。

③ 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。

④ 贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送に係る手続きが速やかに実施されることの確保。

⑤ 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政過徴金を免除すること。

⑥ 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その役務の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

### 6) 「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために

適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。

また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費全ての経費を負担すること。

#### 7)「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

#### 8)銀行取極

a)当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b)日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

#### 9)支払い授權書

当該国政府は、銀行取極を締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払い手数料を負担しなければならない。



別添7 各政府が取るべき必要措置

No.	項目	無償資金協力による負担	被援助国による負担
1	十分な面積の土地を確保すること		●
2	必要に応じて樹木伐採、敷地の整地を行うこと		●
3	敷地周囲に門扉の建設を行うこと		●
4	駐車場の建設を行うこと	●	
5	道路の建設を行うこと		
	1) 敷地内	●	
	2) 敷地外		●
6	建物の建設を行うこと	●	
7	電力の供給、給水、下水道に対する施設およびその他の設備を用意すること		
	1) 電力		
	a. 敷地までの引込み		●
	b. 敷地内の屋外、屋内配線	●	
	c. メインサーキットブレーカーとトランス	●	
	2) 給水		
	a. 敷地までの公共給水管		●
	b. 敷地内の給水システム (受水槽および/または高架水槽)	●	
	3) 排水		
	a. 敷地までの下水本管 (雨水、汚水、その他)		●
	b. 敷地内の排水システム (便所排水、通常排水、雨水、その他)	●	
	4) ガスの供給		
	a. 敷地までの公共ガス配管		●
	b. 敷地内のガス供給システム	●	
	5) 電話設備		
	a. 建物のメイン分配盤 (MDF) までの電話配線		●
	b. MDF および MDF 以降の配線	●	
6) 家具および機器			
a. 一般家具 (絨毯、カーテン、机、椅子、その他)		●	
b. プロジェクト機器	●		
8	B/A に基づく銀行サービスに対する日本の銀行への下記の手数料の支払		
	1) A/P 手数料		●
	2) 支払手数料		●
9	被援助国の荷下し港での迅速な荷下しと通関を保証すること		
	1) 日本から被援助国への製品の海上 (航空) 輸送	●	
	2) 荷下し港での製品に対する関税免除と通関		●
	3) 荷下し港からサイトまでの国内輸送	(●)	(●)
10	認証された契約に基づく製品と役務に関して必要とされる日本人の被援助国への入国と業務遂行のための滞在に必要な措置を保証すること		●
11	認証された契約に基づく製品と役務の供給に関して、被援助国で日本人に対して課される関税、国内税およびその他の財政的な義務を免除すること		●
12	無償資金協力で建設された施設と供給された機材を維持し、適切かつ有効に使用すること		●
13	無償資金協力によって負担される以外の施設の建設および機材の輸送と据付に必要なすべての費用を負担すること		●